

高校生のいる世帯に対する

武蔵野市独自制度

修学給付金

令和7年度

のご案内

? 修学給付金とは

給付額：50,000円 / 生徒1人(年額)

高校生のいる世帯に対し、教育に係る負担の軽減を図るために給付金を支給する武蔵野市独自の制度(所得制限あり)です。毎年度申請が必要です。

✓ 受給対象世帯

💡 すべてに該当する世帯が対象です。

- ☐ 高等学校等※1に在学する生徒が世帯にいる
- ☐ 保護者等※2が武蔵野市に在住し、住民票で確認ができる※3
- ☐ 保護者等全員の令和7年度市民税・都民税所得割額の合計が1円以上20万円未満である※4
- ☐ 申請日現在、生活保護を受給していない
- ☐ 東京都奨学給付金、都立高等学校等被災生徒支援給付金など同種の給付金を受給していない(東京都・国の授業料助成の受給は可)

※1 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部、高等専門学校(1-3学年)、専修 学校(高等課程)

※2 生徒の父母など親権者。親権者がいない場合は、未成年後見人など

※3 保護者の一方が国外に居住している場合は不可(税額の確認ができないため)

※4 裏面記載のとおり、特定の控除額を所得割額に合計した額で判定します。



必要な書類

- ☑ 在学証明書(全員。令和7年7月1日以降発行のもの、原本)
- ☑ 令和7年1月1日に武蔵野市民でなかった方は、在住していた自治体の令和7年度(非)課税証明書



申請方法

案内はがきに記載した二次元コードより電子申請をしてください



受付期間

令和7年7月1日(火)から令和7年9月15日(月)まで

※ 令和7年8月下旬ごろより順次、決定通知書の送付及び給付金の支給を実施します。

Q1. 市民税・都民税所得割額が0円(非課税)または生活保護受給世帯が対象外なのはなぜ？

A1. 同種の給付金である『東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業』

『私立高等学校等奨学給付金』の支給対象となるためです。締切が早い場合がございます。

詳しくは下記①～③へお問い合わせください。

① 都立: 在学校の経営企画室へ ② 私立: 東京都私学就学支援金センター(☎03-5206-7925)

③ 都立以外の国公立: 東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課(☎03-5320-7862)

Q2. 市民税・都民税所得割額はどのように確認できますか？

A2. 市民税・都民税所得割額は、「課税証明書」にて確認できますが、証明書の発行は有料です。お電話等による照会は受け付けておりませんのでご了承ください。所得割額をお知りになりたい方は、下記の方法でご自身で確認ができます。対象になるか不明な場合でも、申請は可能です。

○ 会社勤めの方の場合(市都民税が給与天引き)

『令和7年度市民税・都民税 特別徴収税額の決定
変更通知書』で目安を確認できます。

○ 自営業等の方の場合(給与から天引きされない方)

『令和7年度市民税・都民税 税額決定・納税通知書』で
目安を確認できます。(6月上旬頃に市より送付)

例)

		▼算出税額	市民税	都民税
税	市民税	税額控除前所得割額		
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥	30,000円		
	均等割額⑦			
	都民税			
	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥	20,000円		
	均等割額⑦			
		50,000円		
			50,000円	
		所得割額	30,000	20,000

⚠ 注意事項

！ 令和6年中に収入のなかった方も、必ず市民税・都民税の申告をしてください。

！ 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)、寄附金税額控除(ふるさと納税による控除等)、配当控除、外国税額控除、により控除された額がある場合、その額を所得割額の合計に足した額で判定します。

☎ 問合せ先

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号

武蔵野市教育委員会 教育支援課 修学給付金担当(市役所南棟5階) TEL: 0422-60-1900